

大分県報

平成三十年
第二九六九号
三月二十七日

（火曜日）

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
- 指定漁船調書の縦覧……………一
- 高さ指定道路の指定……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………二

○告示

大分県告示第二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年三月二十七日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年三月六日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 うさぎとかめ
- 三 代表者の氏名
浜 田 松 美
- 四 主たる事務所の所在地
大分市緑が丘四丁目二十五番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者、児童、及びその家族等に対してボランティア精神に基づき幅広い福祉に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容 事業の変更

大分県告示第二百三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

大分県知事 広 瀬 貞

一 届出事項

- 一 発起人の住所及び氏名
佐伯市鶴見大字梶寄浦百七番地の二
小泉 正勝
 - 佐伯市鶴見大字梶寄浦四番地八
鶴見 謙寿朗
 - 佐伯市鶴見大字梶寄浦四百一番地二
岡部 張友
 - 加入区
東中浦加入区
 - 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧
- 一 縦覧期間
平成三十年三月二十七日から同年四月十日まで
 - 二 縦覧場所
(一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所
(二) 佐伯市鶴見大字梶寄浦二百七十五番地
大分県漁業協同組合東営業店

大分県告示第二百三十一号

平成三十年三月二十七日

大分県報（告示）

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	指定する期日
中津港一五号臨港道路	中津市大字田尻崎二〇番四から 中津市大字田尻崎二〇番三まで	平三〇・四・一
中津港二五号臨港道路	中津市大字田尻崎二〇番四から 中津市大字田尻崎二〇番三まで	

二 通行方法

一 一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

大分県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十七日

一 施行者の名称
大分市
大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・二十一号 県庁前古国府線

三 事業施行期間

変更前 平成二十五年十二月二十七日から平成三十年三月三十一日まで

変更後 平成二十五年十二月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
なし

なし